

令和元年度「熊本大学における研究不正防止計画」に基づく意識調査結果について

統括管理責任者

- | | |
|---------|---|
| 1. 趣 旨 | 「熊本大学における研究不正防止計画」に基づく、職員等のコンプライアンス及び研究倫理に関する意識の向上を目的としたアンケート形式による意識調査 |
| 2. 調査期間 | 令和2年1月6日（月）～令和2年1月24日（金） |
| 3. 回答者数 | 1,075名 |
| 4. 設 問 | 1～7 : 公的研究費の管理・執行／通報窓口
8～16 : 論文執筆・投稿時の研究倫理
17～20 : 剽窃チェックソフト「iThenticate」の周知度及び有用性 |

結果概要

Q1～7

いずれの設問に対しても、ルール等を「理解している」「理解しているつもりだ」などの回答が多数を占めており、それぞれのルール等の理解度や教職員のコンプライアンス意識は高まってきている。

一方、短時間勤務有期雇用教職員や、TA/RAの謝金等に対する雇用及び謝金支払いのルールについての理解度は、他のルールの理解度に比べて若干低くなっている。

また、昨年度よりも周知度が1割程度上昇しているものの、まだ約2割の教職員が学内に通報窓口があることを「知らない」と回答しており、引き続きHPやハンドブック等で周知していく必要がある。

Q8～16

研究または教育活動を行っている教職員が対象。9割以上の方が、責任ある研究活動に必要な研究倫理意識を「もっている」「もっていると思う」と回答し、その意識の醸成は「研修会等による」ものが約3割、「研究室の主宰者（教授）からの指導による」ものが約3割であった。このことから、公正研究推進会議が行っている研究倫理に関するさまざまな取り組み内容をより充実させ、多くの研究者に対し高い研究倫理意識の浸透を図っていきたい。

Q17～20

「iThenticate」の認知度は、昨年度と比較して1割程度上昇しているが、本ソフトを「知っているが、利用したことがない」人が全体の約6割を占めていることから、今後は申込方法の周知や利用方法のサポート等も実施していきたい。

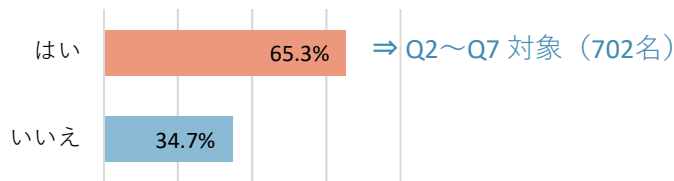
※意識調査後の「iThenticate」アカウント発行申込者：78名

Q1～Q7 公的研究費の管理・執行／通報窓口

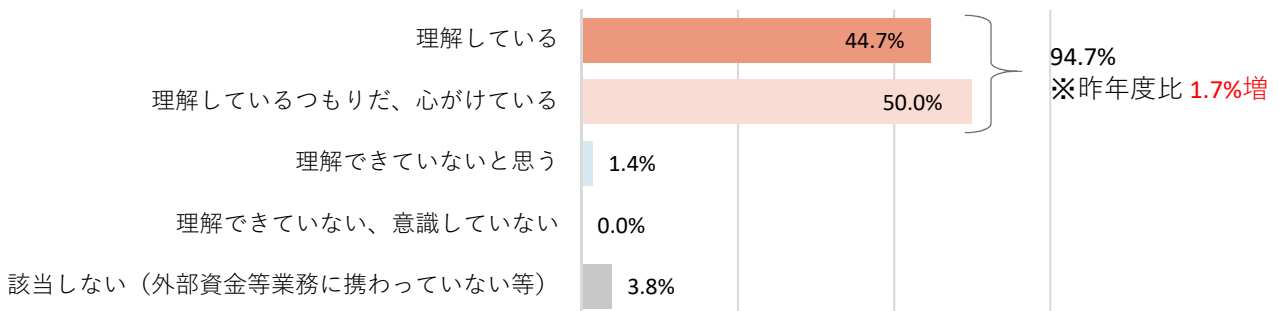
→ 対象者：Q1で「はい」と答えた全教職員

Q1 熊本大学において、公的研究費を管理・執行*していますか。

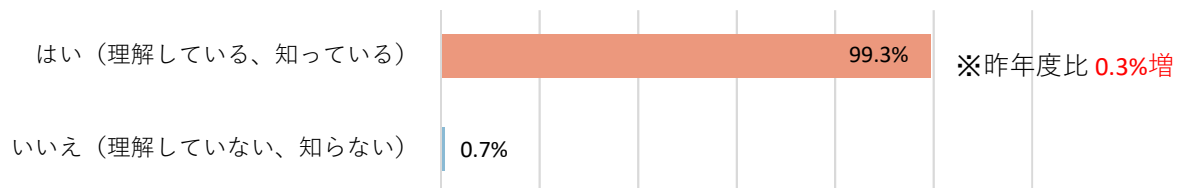
*例 出張する者、出張申請を行う者、出張申請を承認する者、予算管理業務担当者など
(回答者合計 1,075名)



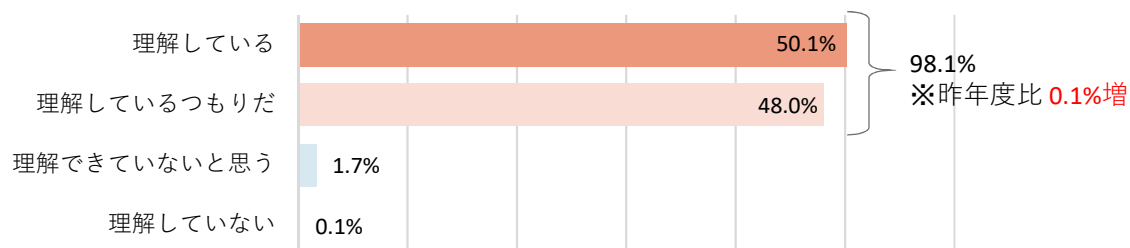
Q2 予算を執行・管理するにあたり、外部資金等（科研費、受託研究費等）の補助条件や使用ルール等を理解していますか。



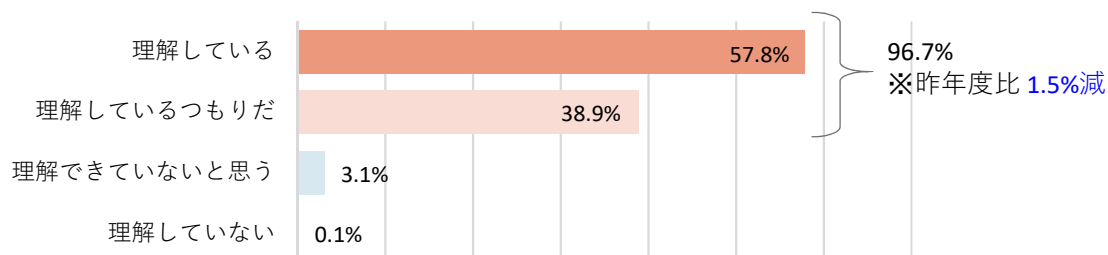
Q3 教育研究資金に関し不正を働いた場合、当該者は懲戒・訓告等の処分となり、それのみならず、大学が処分を受け、間接経費交付額減額などのペナルティを受けることを理解していますか。



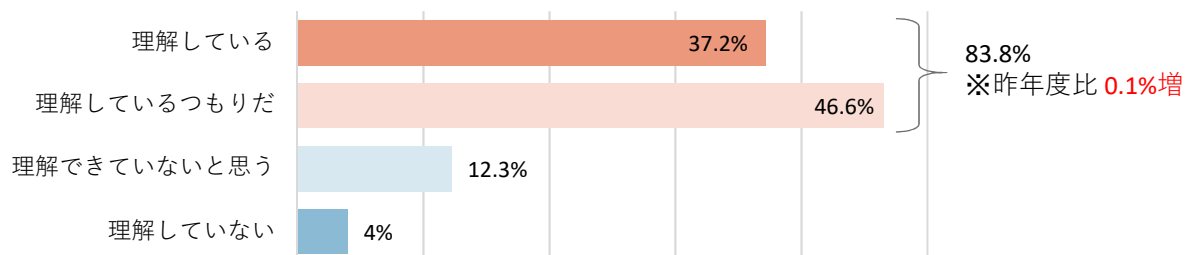
Q4 学内における旅費申請や支給についてのルールを十分理解していますか。



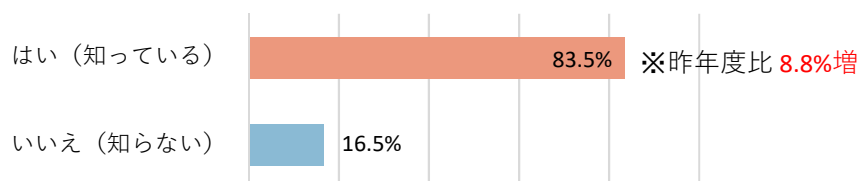
Q5 学内における発注・検収のルールを十分理解していますか。



Q6 学内における短時間勤務有期雇用教職員、TA/RA謝金等に対する雇用・謝金の支払いについてのルールを理解していますか。



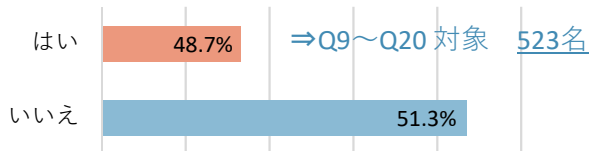
Q7 学内に不正行為にかかる通報窓口があることを知っていますか。



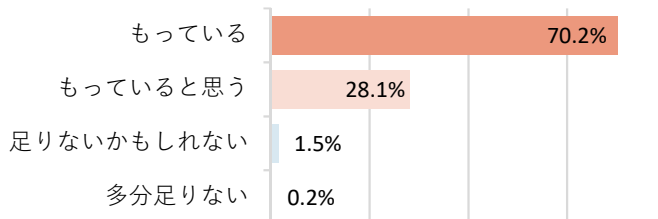
Q8～Q16 論文執筆・投稿時の研究倫理

→ 対象者：Q8で「はい」と答えた全教職員

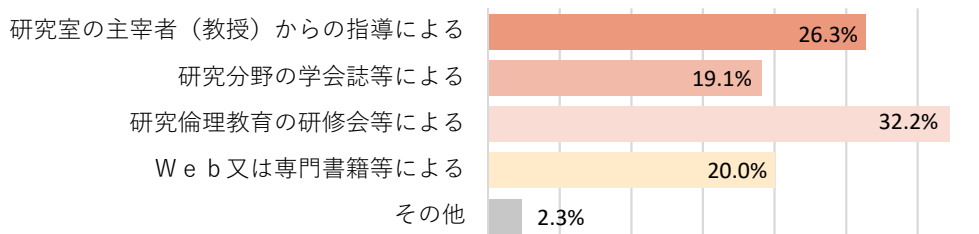
Q8 本学において、研究活動または教育活動を行っていますか。



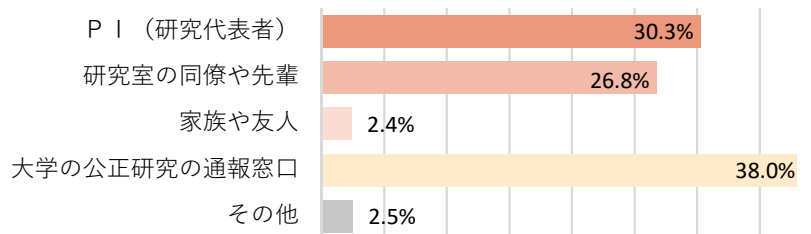
Q9 あなたは、責任ある研究活動に必要な研究倫理意識を持っていますか。



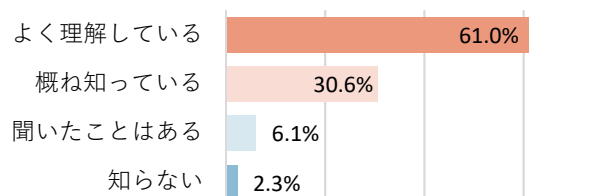
Q10 あなたの研究倫理意識は、どのようにして醸成されたものですか？（複数回答可）



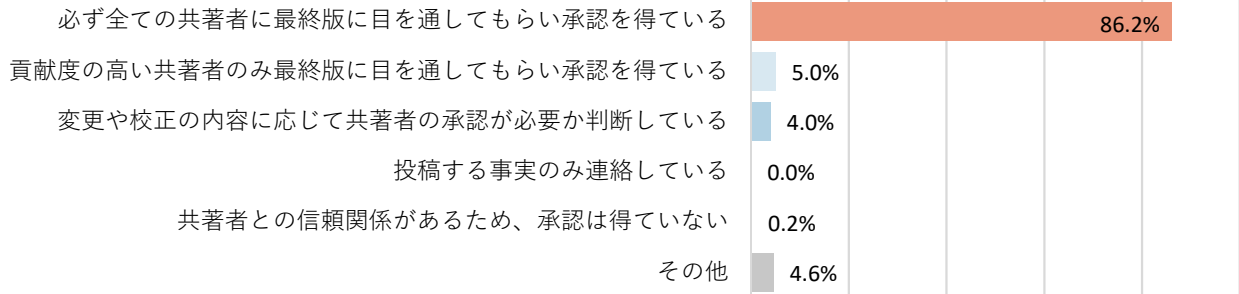
Q11 あなたは、研究不正を知ったとき又はその疑いを持ったとき、誰に相談しますか？（複数回答可）



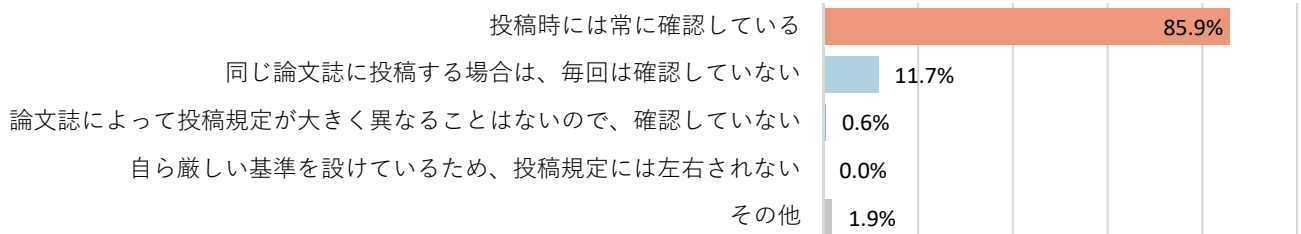
Q12 あなたは、オーサーシップの意味と重要性を知っていますか？



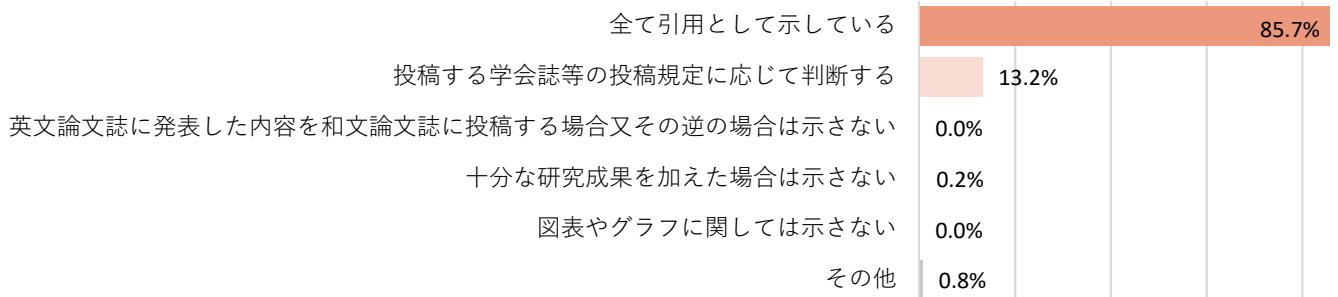
Q13 あなたは、研究論文を発表する前に最終版の内容について、全ての共著者の承認を得ていますか？



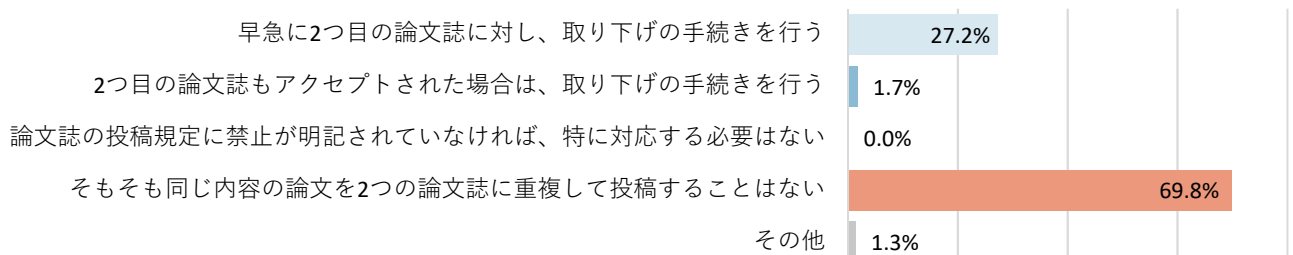
Q14 あなたは、論文誌に投稿する際には、事前に投稿規定を確認していますか？



Q15 あなたは、二重投稿や盗用にならないように、既に発表されている著作物の表現や内容については、引用であることを示していますか？



Q16 2つの論文誌に同じ内容の論文を投稿し、一つ目の論文誌にアクセプトされました。そのとき、あなたは、どのような対応を取りますか？

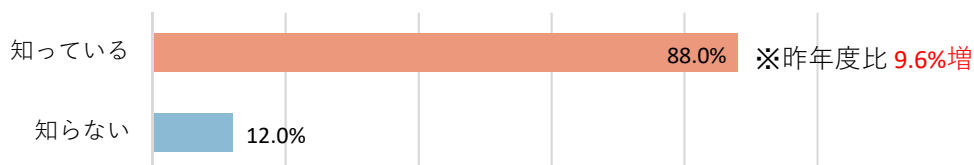


Q17～Q20 「iThenticate」の周知度及び有用性

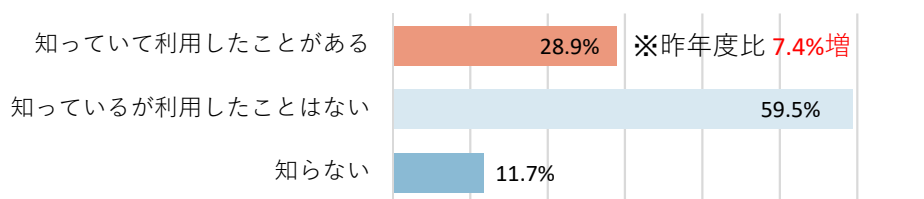
→ 対象者：Q8で「はい」と答えた全教職員

Q17 剽窃チェックソフト「iThenticate」を知っていますか。

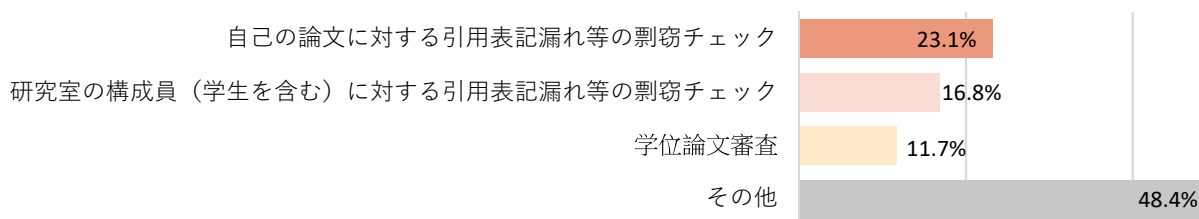
剽窃チェックソフト「iThenticate（アイセンティケイト）」は、提出前の論文を豊富なデータベース内にある既存の論文、出版物と照合し、オリジナリティをチェック、引用の表記漏れ等の剽窃が疑われる可能性がある個所を確認することができるツールです。剽窃を防止し、より信頼性とクオリティーの高い論文を仕上げることが可能になります。



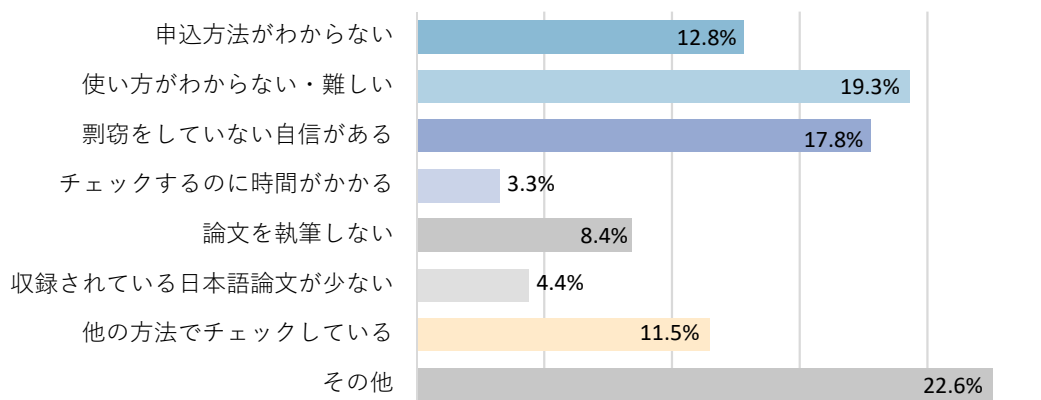
Q18 本学では平成26年度から、本学に所属している研究者を対象として、剽窃チェックソフト「iThenticate」を提供しています。このことについて、知っていますか？



Q19 本学で導入している剽窃チェックソフト「iThenticate」をどのように活用していますか。



Q20 Q18で「知っているが利用したことがない」と回答した方にお尋ねします。利用したことがない理由を以下よりお選びください。



▼研究不正全般について

研究活動における不正や不適切な研究費の執行に関与すると、法令、本学の定める規則等に基づき処分される場合があります。必要に応じ、当該者に対して「期間を定めた学内外の研究費の使用禁止」、「既に使用した研究費の全部又は一部の返還請求」等の措置を取られるだけではなく、大学・研究機関（大学）に対しても「間接経費の減額査定」等ペナルティが課される場合があります。

学内における旅費申請や支給についてのルール、発注・検収のルール、雇用・謝金の支払いについてのルール等については、「公正研究推進ハンドブック」「熊本大学教員ハンドブック」に記載されていますので、ご一読ください。

▼不正行為に係る通報窓口について

研究不正に係る告発又は相談への対応を行うための受付窓口として、以下の通報窓口が設置されています。（熊本大学における研究不正の防止等に関する規則第15条）

学内：総務部総務課長（内線3115）

学外：竹中・本田法律事務所 本田悟士 弁護士（096-382-3188）

▼剽窃・検出チェックソフト「iThenticate」について

「iThenticate」は、自身の論文を世界最大級の学術情報データベースとすばやくマッチングを行い、類似した文書をレポートで報告するソフトです。自身の論文の引用・参考文献の表記漏れ等、自らが意図していない剽窃を防ぐだけでなく、学生や若手研究者の論文・レポートに対する剽窃チェックにもご活用いただけます。

iThenticateのDB：主要学術誌掲載論文（エルゼビア、ネイチャー、シュプリングー等）、主要学術文献検索サービス、教科書出版社などが保有する文献、一般のインターネットwebページ

利用対象者：本学に所属する研究者であれば、どなたでもご利用できます。

利用申込方法：以下のURLから申請してください。よくある質問についてQ&Aも掲載しております。

https://www.kumamotou.ac.jp/kenkyuu_sangakurenkei/kenkyuu/support/kenkyukatudo

論文投稿にあたっての留意事項（二重投稿を防ぐために）

研究不正である論文の二重投稿を未然に防ぐための対策として、具体的な例を掲載します。

- 1) 既発表論文をもとに書いた論文を学会等の論文誌に投稿する場合は、投稿論文に既発表論文に関する引用を適切に行うこと。
- 2) 既発表の国際会議のプロシーディングスに掲載された内容をもとに書いた論文を学会の論文誌に投稿する場合は、投稿論文にプロシーディングスに関係する引用を適切に行う。また、先に国際会議プロシーディングスなどに掲載する場合は、オリジナリティに十分注意をすること。
- 3) 学会の論文誌や国際会議のプロシーディングスなどに掲載された内容と同一のものを他の論文誌に投稿する場合は二重投稿と見なされる。ただし、投稿規程によっては、転載が認められていたり、国際会議のプロシーディングスは二重投稿の例外としている学会もあり、注意が必要であること。
- 4) 既発表の分量が多い程、論文化した場合に重複度は高くなるので二重投稿に該当しやすくなる。既発表論文の概要を複数分まとめる場合や学会の国際セッションにて発表した場合は十分な注意が必要であること。
- 5) 国際会議での先行発表が二重投稿の例外として認められていない学術誌に後日投稿する場合には、著者には二重投稿の嫌疑がかかる可能性があることを十分注意していただくよう呼びかけること。

※英文論文と和文論文の二重投稿の防止策としては、画像検索ソフトを利用して図表やグラフの類似性をチェックすることを推奨する。